

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	免税軽油(給油施設分)第1四半期 買入(単価契約)	33:石油類	複数局	港石油(株)	85,320	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	平成27年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機器	消防局	(株)昭文社	2,592,000	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	208,660,445	平成27年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
4	平成27年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機器	消防局	(株)ゼンリン	15,024,528	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	航空気象情報支援機器一式 借入	158:情報処理用機器	消防局	(株)ウェザーニューズ	3,369,600	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	除細動器用電極(ハートスタート用)ほか1点 買入	27:医療用機器	消防局	(株)アダチ	9,808,560	平成27年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	統合基盤システムサーバ機器等増設部品(その2)長期借入(平成27年度増設分)	158:情報処理用機器	総務局	日立キャピタル(株)	116,856,000	平成27年6月12日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
8	消防車両ポンプ装置保守点検整備(4)	59:消防・防災用品	消防局	小川ポンプ工業(株)	1,817,640	平成27年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
9	免税軽油(給油施設分)第2四半期 買入(単価契約)	33:石油類	複数局	港石油(株)	89,640	平成27年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

1 1 随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

船舶給油施設へ操船して直接給油する

給油船（バージ船）による定けい場での給油

タンクローリ車による陸上からの給油

ドラム缶で購入・給油

鶴町基地での給油

及び の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため の給油方法是对応できません。

の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、 の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油株と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

1 - 2

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第4四半期 買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油（株）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。

② 給油船（バージ船）による給油

③ 給油タンク車からの直接給油

④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度1万分1精度地図データほか2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が制作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

3

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 27 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなればならぬとすれば、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局 行政部 IT統括課 (電話番号 06-6543-7122)

4

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap - TOWN」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

5

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式 借入

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

業者選定理由

本案件について、複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置が必要であり、本装置を使用するものとする。

選定要件として、①24時間常時気象情報サービスが可能なこと②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できること。以上の要件により、気象業務法第18条第2項及び第19条の2による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

従って、航空気象情報支援機器一式借入については、上記事業者と契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

6

随意契約理由書

1 案件名称

除細動器用電極（ハートスタート用）ほか1点 買入

2 契約の相手方

㈱アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器（㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFR3）及び患者監視装置（㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMRx）の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

当該製品は（株）フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン（株）である。レールダルメディカルジャパン（株）は、日本国内の消防機関における（株）フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン（株）が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

7

随意契約理由書

- 1 案件名称
統合基盤システム サーバ機器等増設部品(その2) 長期借入(平成27年度増設分)
- 2 契約の相手方
日立キャピタル株式会社
- 3 随意契約理由
本調達は、統合基盤システムの一機能として構築している統合宛名番号管理機能の動作に必要なサーバ機器等増設部品を調達するものである。統合宛名番号管理機能は、マイナンバーを利用した情報連携を行うために必要となる統合宛名番号を付番・管理する機能で、情報連携の対象となる各業務システムと連携するものであり、障害発生時には、本市だけでなく他の自治体にも影響を及ぼすことになる。そのため、本市では、安定した運用を実現するため、新たにシステム基盤を整備するのではなく、住民情報系基幹システムが共通的に利用可能な機能を提供する、高い信頼性・可用性・保守性等を意識した構成としている統合基盤システム上に当該機能を追加構築することとした。
統合基盤システムは平成25年7月18日に契約締結した「統合基盤システムサーバ機器等長期借入(以下、「本体契約」という。)」により本体機器の借入を開始している。当該機能構築の必要性は本体契約締結以降に判明したため、当初調達時に想定しておらず、今回、機器の増設が必要となった。今回調達する増設部品は単体で稼働するものではなく、本体に追加し、設定することで稼働するものである。統合基盤システム及び統合ストレージ・バックアップ装置は製造メーカーの独自かつ高度な技術で製品化されており、他の製造メーカーの部品は接続できず、本体機器のメーカーの部品を調達する必要がある。また、本体と増設する部品は一体として稼働するため、障害発生時に迅速かつ適切に対応するためには、本体と増設部品に対する一体的な保守作業が必要不可欠である。部品のみを入札を行った場合、応札する業者は本体契約受注業者に限られ、仮に別業者が受注した場合にも、不具合発生時に責任分界点が不明瞭となることが想定される。本市行政の根幹となる住民基本台帳等事務システムなどの住民情報系基幹システムが利用する統合基盤システムは、安定稼働を大前提としており、障害発生による稼働停止のリスクは極力軽減することが求められることから、安定稼働を実現するために、本体契約の受注業者と契約する必要がある。
そのため、本体契約調達仕様書には、増設時は本体契約受注業者との随意契約を締結し、契約金額は本体契約入札時の割引率を適用する旨を記載している。本件調達は、大阪市随意契約ガイドラインに定められた随意契約理由「W2」に該当し、本契約の調達仕様書の記載のとおり、本体契約受注業者と随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2項
- 5 担当部署
総務局行政部 IT 統括課 (電話 06-6543-7139)

8

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（4）

2 契約の相手方

小川ポンプ工業㈱

3 随意契約理由

消防車のポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び消防法に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車のポンプ装置は上記事業者製であり、ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。そのため、上記事業者以外では本点検整備を履行することが不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

9 - 1 随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第2四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため③の給油方法是对応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油株と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

9 - 2

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第2四半期 買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油株式会社のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6146）